

別表 （第3条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額
園芸施設等営農 継続支援事業	令和8年4月4日の強風により、被覆被害を受けた施設園芸・特用林産物等ハウスにおいて、被覆の全体復旧に要する資材経費。 ※全体復旧とは、ハウスの全面被覆の更新とし、妻面、裾部及び巻き上げ部を残置する場合を含む。	1／3	39千円／棟